

保健医療福祉における普及と実装科学研究会会則

第1条

本会は保健医療福祉における普及と実装科学研究会と称する。その英文名は、The Research Association for Dissemination and Implementation Science in Health (RADISH) とする。

第2条

本会は、保健医療福祉分野に関わるステークホルダーと協働して、エビデンスに基づくプラクティスの普及と実装に資する研究の推進、人材の育成、情報の共有と提供を図り、すべての人々の健康と豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

第3条

本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 学術集会・研修会の開催
- 二 メーリングリストなどによる一般への情報伝達
- 三 研究活動の促進
- 四 関連組織との連携
- 五 その他、本会の目的達成に必要な事業

第4条 入会金および会費による研究会の運営は行わない。学術集会、研修会等の事業は参加費により実施する。

第5条

本会のために多大な貢献をした者は、世話人を退任後、世話人会の審議により名誉世話人になることができる。

第6条

実装科学およびその関連領域の分野で高い学識経験を有する者を、世話人会の審議により特別世話人にするができる。

第7条

本会には次の役員を置く。

代表世話人・・・1名

副代表世話人・・・2名

世話人・・・・・・若干名

第8条

代表世話人は本会を代表し、世話人会の開催ほか会務を主宰する。代表世話人は世話人の互選により選出する。選任後最初に迎える学術集会の閉会時から起算し、二年後の学術集会の前日までとし、再任は原則一回までとする。

第9条

副代表世話人は世話人の互選により選出する。副代表世話人の任期は、選任後最初に迎える学術集会の当日から起算し、二年後の学術集会の前日までとする。再任を妨げない。

第10条

世話人は本研究会の業務を分担する。世話人は世話人会が推薦・選出する。任期は、選任後最初に迎える学術集会の当日から起算し、二年後の学術集会の前日までとする。再任を妨げない。再任を妨げない。

第11条

学術集会の当番世話人は担当する学術集会の前年の学術集会当日の世話人会にて選出される。任期は、前年の学術集会の閉会時から翌年の担当学術集会閉会時までとする。。

第12条

世話人会は、年2回以上必要に応じて代表世話人が招集する。下記の事項は、世話人会の議決又は承認を経なければならない。

- 一 会の事業
- 二 役員的人事
- 三 名誉世話人の人事
- 四 特別世話人の人事
- 五 会則の変更
- 六 その他の重要事項

第13条

世話人会は、研究会の中期目標・計画を議論して、研究会の活動計画、学術集会が取り上げるべきテーマなどを諮るものとする。

第14条

世話人会は、世話人の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数を必要とする。

第15条

学術集会を1年に1度開催する。但し、緊急事態の場合は、この限りではない。

第16条

この会則を変更するときは、世話人会の決議によらなければならない。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年、学術集会の開催日の翌日から、翌年の学術集会開催日までとする。ただし、学術集会が延期または中止された場合は、世話人会の定める日をもって年度の区切りとする。

(解散)

第18条

この研究会は、世話人会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

付 則

1. 本改正は、2025年8月9日（第11回学術集会開催日）に開催される世話人会で説明し、その後のメール審議において承認されたのち、世話人会が定める日（2025年9月5日）から施行する。
2. 改正後の第8条～第11条に定める任期の起算日は、2025年8月9日とし、同日に施行されている会則に基づいて選出された代表世話人、副代表世話人、世話人および当番世話人に適用する。
3. 事業年度に関する改正は、施行日をもって開始する事業年度から適用する。